

介護事業所等へのサービス継続支援事業費補助金交付要綱

令和 2 年 7 月 6 日
福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の発生により介護サービス提供体制に影響を受けている介護事業所等が、必要な介護サービスを継続して提供するため、予算で定めるところにより、介護事業等の事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別表1から3までの「補助事業者」欄のいずれかに該当する者。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及び補助額等は、別表1から3までのとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

2 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は、別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類及びその様式は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）
(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、その効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の総額の20%以内の変更とする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により県補助金の支払いを受けようとするときは、介護事業所等へのサービス継続支援事業費補助金請求書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 領収書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 第4条第1項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第1項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部(正本

1部、副本1部)とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行し、令和2年度の予算に係る介護事業所等へのサービス継続支援事業費補助金から適用する。

別表1

1 区分	2 補助対象経費(注1)	3 補助事業者(注2)	4 補助上限額 (単位:千円、1事業所又は1定員当たり)		5 補助率			
			共通	職員により利用者の居宅を訪問し、サービス提供を行った事業所(注3)				
(1)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	(1)介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に要する経費(事業所・施設等の消毒・清掃費用、マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用、連携先事業所・施設等への利用者の引継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用、送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車の購入又はリース費用) (2)通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に要する経費(通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な車や自転車の購入又はリース費用、ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用(通信費用は除く)) (3)通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に要する経費(サービス提供場所の賃料、物品の使用料等、職員の交通費、利用者の送迎に係る費用) (4)通所系サービス事業所による訪問サービス実施に要する経費(訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金、訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入又はリース費用、訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用、マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用) (5)その他知事が必要と認める経費	令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当する県内(中核市の宮崎市を除く)の事業所 ①県から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス又は宿泊サービス、認知症対応型共同生活介護事業所の短期利用認知症対応型共同生活介護を含む) ②利用者又は職員に感染が発生した介護サービス事業所・介護施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ③濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の訪問サービスを含む)、短期入所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを含む)、入所施設・居住系サービス事業所 ※福祉用具貸与事業所を除く。	通所介護事業所	通常規模型	537 / 事業所	左記に加えて、	537 / 事業所	10/10
				大規模型(Ⅰ)	684 / 事業所	左記に加えて、	684 / 事業所	
				大規模型(Ⅱ)	889 / 事業所	左記に加えて、	889 / 事業所	
			通所系	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	231 / 事業所	左記に加えて、	231 / 事業所	
				認知症対応型通所介護事業所	226 / 事業所	左記に加えて、	226 / 事業所	
				通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564 / 事業所	左記に加えて、	
			大規模型(Ⅰ)		710 / 事業所	左記に加えて、	710 / 事業所	
			大規模型(Ⅱ)		1,133 / 事業所	左記に加えて、	1,133 / 事業所	
			短期入所系	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	27 / 定員	-	-	
			訪問系	訪問介護事業所	320 / 事業所	-	-	
				訪問入浴介護事業所	339 / 事業所	-	-	
				訪問看護事業所	311 / 事業所	-	-	
				訪問リハビリテーション事業所	137 / 事業所	-	-	
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508 / 事業所	-	-	
				夜間対応型訪問介護事業所	204 / 事業所	-	-	
				居宅介護支援事業所	148 / 事業所	-	-	
				福祉用具貸与事業所	-	-	-	
				居宅療養管理指導事業所	33 / 事業所	-	-	
			多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所	475 / 事業所	-	-	
				看護小規模多機能型居宅介護事業所	638 / 事業所	-	-	
			入所施設・居住系	介護老人福祉施設	38 / 定員	-	-	
				地域密着型介護老人福祉施設	40 / 定員	-	-	
				介護老人保健施設	38 / 定員	-	-	
介護医療院	48 / 定員	-		-				
介護療養型医療施設	43 / 定員	-		-				
認知症対応型共同生活介護事業所	36 / 定員	-		-				
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	定員30人以上	37 / 定員		-	-			
	定員29人以下	35 / 定員		-	-			

- (注1) かかり増し経費として考えられるものを例示したものであるが、実際の補助に当たっては、知事が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うものであり、通常の介護サービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。
- (注2) ・ 事業所・施設等について、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。
・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
・ 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助金の申請時点で判断すること。
- (注3) 「職員により利用者の居宅を訪問し、サービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。
- (注4) 事業所・施設ごとに、補助上限額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (注5) 補助上限額に達するまでは、複数回に分けて申請することができる。
- (注6) 同一の事業所・施設について、介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業と介護サービス事業所等との連携支援事業の両方を補助対象とすることができる。
- (注7) 特別な事情により補助上限額を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、補助額を上乗せすることができる。

別表2

1 区分	2 補助対象経費(注1)	3 補助事業者(注2)	4 補助上限額 (単位:千円、1事業所又は1定員当たり)	5 補助率		
(1)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	(1)通所系サービス事業所による訪問サービス実施に要する経費(訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金、訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入又はリース費用、訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用、マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用) (2)その他知事が必要と認める経費	別表1の「3 補助事業者」以外の県内(中核市の宮崎市を除く)の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(注3)	通所介護事業所	通常規模型	537 /事業所	10/10
				大規模型(Ⅰ)	684 /事業所	
				大規模型(Ⅱ)	889 /事業所	
			地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	231 /事業所		
			認知症対応型通所介護事業所	226 /事業所		
			通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564 /事業所	
				大規模型(Ⅰ)	710 /事業所	
				大規模型(Ⅱ)	1,133 /事業所	

(注1) かかり増し経費として考えられるものを例示したものであるが、実際の補助に当たっては、知事が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うものであり、通常の介護サービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

(注2) ・事業所・施設等について、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助金の申請時点で判断すること。

(注3) 「当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

(注4) 事業所・施設ごとに、補助上限額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(注5) 補助上限額に達するまでは、複数回に分けて申請することができる。

(注6) 同一の事業所・施設について、介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業と介護サービス事業所等との連携支援事業の両方を補助対象とすることができる。

(注7) 特別な事情により補助上限額を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、補助額を上乗せすることができる。

別表3

1 区分	2 補助対象経費(注1)	3 補助事業者(注2)			4 補助上限額 (単位:千円、1事業所又は1定員当たり)	5 補助率	
(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業	(1)利用者受入に係る連絡調整及び職員確保に要する経費(追加に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用、利用者引継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用) (2)職員の応援派遣に要する経費(職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)) (3)その他知事が必要と認める経費	(1) 令和2年1月15日以降に、以下の事業所・施設等の利用者の受入れや、当該事業所に応援職員の派遣を行った連携先の事業所・施設等 ①県から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス又は宿泊サービス認知症対応型共同生活介護事業所の短期利用認知症対応型共同生活介護を含む) ②利用者又は職員に感染症が発生した介護サービス事業所・介護施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ③感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した事業所(注3)	通所系	通所介護事業所	通常規模型	268 /事業所	10/10
				大規模型(Ⅰ)	342 /事業所		
				大規模型(Ⅱ)	445 /事業所		
				地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	115 /事業所		
				認知症対応型通所介護事業所	113 /事業所		
				通所リハビリテーション事業所	通常規模型	282 /事業所	
			大規模型(Ⅰ)	355 /事業所			
			大規模型(Ⅱ)	567 /事業所			
			短期入所系	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	13 /定員		
			訪問系	訪問介護事業所	160 /事業所		
				訪問入浴介護事業所	169 /事業所		
				訪問看護事業所	156 /事業所		
				訪問リハビリテーション事業所	68 /事業所		
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	254 /事業所		
				夜間対応型訪問介護事業所	102 /事業所		
				居宅介護支援事業所	74 /事業所		
				福祉用具貸与事業所 居宅療養管理指導事業所	282 /事業所 16 /事業所		
			多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所	237 /事業所		
				看護小規模多機能型居宅介護事業所	319 /事業所		
			入所施設・居住系	介護老人福祉施設	19 /定員		
				地域密着型介護老人福祉施設	20 /定員		
介護老人保健施設	19 /定員						
介護医療院	24 /定員						
介護療養型医療施設	21 /定員						
認知症対応型共同生活介護事業所	18 /定員						
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	定員30人以上	19 /定員					
定員29人以下	18 /定員						

- (注1) かかり増し経費として考えられるものを例示したものであるが、実際の補助に当たっては、知事が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うものであり、通常の介護サービスの提供時では想定されない判断できるものであれば、幅広く対象とする。
- (注2) ・ 事業所・施設等について、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。
・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
・ 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助金の申請時点で判断すること。
- (注3) 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が別表1(注3)の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。
- (注4) 事業所・施設ごとに、補助上限額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (注5) 補助上限額に達するまでは、複数回に分けて申請することができる。
- (注6) 同一の事業所・施設について、介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業と介護サービス事業所等との連携支援事業の両方を補助対象とすることができる。
- (注7) 特別な事情により補助上限額を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、補助額を上乗せすることができる。